この商品について

契約年齢範囲	6歳～70歳
保険期間・ 保険料払込期間	満了時年齢：9歳～80歳（3年以上であること） 満了時年齢：81歳～99歳（10年以上であること）

※保険期間と保険料払込期間は同一となります。

解約返戻金について

解約されると解約返戻金額は多くの場合、払込保険料の合計額より少ない金額になります。特にご契約後短期間で解約されたときの解約返戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。なお、解約返戻金額は、契約年齢・保険料払込期間・経過年月数・保険料払込年月数等により異なります。

保険料払込みの免除について

被保険者が責任開始日以後に生じた不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内の保険料払込期間中に、所定の身体障害の状態に該当したときは、以後の保険料の払込みが免除されます。

ご契約の自動更新について

- この保険は保険期間満了日の翌日に自動更新されます。更新をご希望にならない場合は、保険期間満了日前にFWD富士生命よりお送りする所定の書類にて、その旨お申出ください。
- 自動更新後のお取扱いについて

保険期間・保険料払込期間	更新前と同一
保険金額	更新前と同一
保険料	更新日時点の被保険者の年齢、保険料率により計算します。

- 次の場合等には自動更新は取扱いません。
  ・更新後の保険期間満了日の翌日における被保険者の年齢が99歳をこえるとき
  ・更新前のご契約が払済保険へ変更されているとき

払済保険・延長定期保険について

- この保険は払済保険への変更を取扱っています。
  払済保険とは、将来の保険料の払込みを中止し、変更時の解約返戻金をもとに、今までのご契約の保険期間を変えずに保障額の少ない同じ種類の保険に変更できる制度です。
- この保険は延長定期保険への変更を取扱っていません。

他保険への加入

2年以上有効に継続した契約で、保険期間が満了した場合や解約された場合、保険期間満了日（または解約日）の翌日から起算して1か月以内であれば、一定の要件が満たされていることを条件に、診査および告知書の提出をすることなくFWD富士生命の認める他の個人保険への加入ができます。

リビング・ニーズ特約について

[特定状態保険金の支払事由]
被保険者が余命6か月以内と判断されたときに特定状態保険金をお支払いします。

[特定状態保険金の支払額]
被保険者が指定した金額（指定保険金額）から6か月間の指定保険金額に対応する利息および保険料に相当する金額を差引いた金額をお支払いします（指定保険金額は、死亡保険金額の範囲内かつ同一被保険者について他のご契約の指定保険金額と通算して3,000万円以内で設定できます）。

[特定状態保険金の受取人]
被保険者とします。

指定代理請求人特約について

保険金等の受取人である被保険者が、保険金等を請求できない特別な事情があるときに、保険金等の受取人に代わり、あらかじめ指定された指定代理請求人（1名）が請求を行うことができる特約です。

その他のご注意

- この保険に配当金・満期保険金はありません。
- 「5年ごと利差配当付年金払特約」を付加した場合、この特約の契約者配当金は、責任準備金等の運用益がFWD富士生命の予定した運用益をこえた場合に、年金基金の設定後5年ごとにお支払いします。
  ※運用の状況によっては、配当金が生じない場合があります。

●このパンフレットは、2018年4月2日現在のお取扱い内容に基づき作成しています。
●FWD富士生命のお手続きに関する事項や保険契約の諸利率等の各種情報につきましては、FWD富士生命のホームページをご覧ください。
●ご契約の際には「重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報）」、「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。
「重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報）」、「ご契約のしおり・約款」はご契約についての大切な事項、必要な保険の知識等について説明しています。必ず、ご一読のうえ、大切に保管してください。
●生命保険募集人について
生命保険の募集は、保険業法に基づき登録された生命保険募集人のみが行うことができます。引受保険会社における生命保険募集人は、お客さまと引受保険会社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがいまして、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対して引受保険会社が承諾したときに有効に成立します。また、ご契約の成立後にご契約内容の変更等をされる場合にも、原則としてご契約内容の変更等に関する引受保険会社の承諾が必要になります。
生命保険募集人の権限等に関するご確認を希望される場合には、下欄の「総合サービスセンター」までご連絡願います。

引受保険会社

FWD富士生命保険株式会社

ホームページ　www.fwdfujilife.co.jp
総合サービスセンター　0120-211-901（通話料無料）
受付時間：月－金（祝日・年末年始を除く）9:00－18:00

募集代理店

'18.2.50,000（W3442）(TF)　登録No.FWD-B0036-1712

いくぜ、人生。
fwdfujilife.co.jp

FWD富士生命

特定疾病保障定期保険

特定疾病保障定期保険

定期保険 | 2018年4月改訂

死亡・所定の高度障害状態だけでなく、3大疾病（悪性新生物・急性心筋梗塞・脳卒中）も保障する定期保険です。

死亡に備える保障　特定の疾病に備える保障

この保険は上記の保障を希望されるお客さまにおすすめの保険です。保障内容がお客さまのご希望（ご意向）に沿っているかご確認ください。
※上記以外の主契約の保障内容や特約等の保障内容等に関しては、募集代理店にお問い合わせください。

今を生きる エネルギーとなる 保険へ。

今この瞬間を前向きに生きる、すべての人のために。
私たちが目指すのは、人生を思いっきり楽しむ自信の源となること。
選んで終わりではなく、選んだ瞬間始まる保険へ。
FWD富士生命は、人々が抱く保険のイメージを一新する発想と情熱により、
お客さまの「今」を後押しするための挑戦を続けていきます。

いくぜ、人生。

特定疾病保障定期保険の特長

1 3大疾病(悪性新生物(がん)・急性心筋梗塞・脳卒中)に備えることができます。

悪性新生物(がん)・急性心筋梗塞・脳卒中で所定の状態に該当したとき、特定疾病保険金をお支払いします。
まとまった金額を受け取れますので、治療費のほか、療養中の収入減の補てんや生活費等、さまざまな用途にお使いいただけます。

2 死亡・高度障害状態にも備えることができます。

死亡または所定の高度障害状態に該当した場合は、その原因が3大疾病でなくても、死亡・高度障害保険金をお支払いします。

3 「必要な保障」を「必要な時期」にあわせて確保することができます。

保障が必要な期間にあわせて、保険期間を選ぶことができます。
また、保険期間が満了しても、健康状態にかかわらず、ご契約を所定の範囲内で**自動更新**できます(最長99歳まで)。

※自動更新に関する詳細は裏表紙の「ご契約の自動更新について」をご覧ください。

ご契約例

■契約年齢:40歳　■性別:男性　■保険金額:1,000万円　■保険期間・保険料払込期間:60歳
■月払保険料(口座振替扱):11,490円

［イメージ］

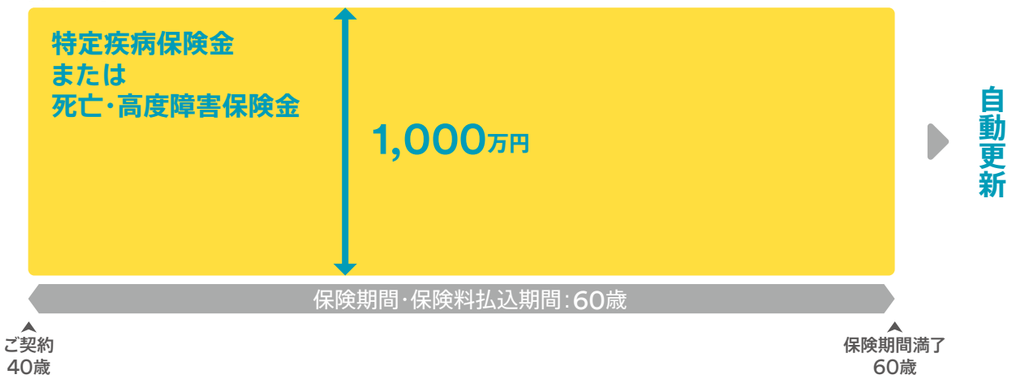

保険料例

■保険金額:1,000万円　■保険料払込方法:月払(口座振替扱)　■保険料払込期間:保険期間と同一

契約年齢	男性 保険期間 60歳	男性 保険期間 20年	女性 保険期間 60歳	女性 保険期間 20年
25歳	7,210円	3,460円	5,420円	3,140円
30歳	8,260円	5,060円	6,170円	4,360円
35歳	9,670円	7,750円	7,090円	6,040円
40歳	11,490円	11,490円	8,200円	8,200円
45歳	13,840円	16,650円	9,530円	11,140円
50歳	16,910円	23,970円	11,220円	15,660円
55歳	20,810円	34,370円	13,620円	22,390円

保障内容

保険金	このような場合にお支払いします(支払事由)		支払額
特定疾病保険金	悪性新生物	初めて悪性新生物に罹患したと医師により診断確定されたとき	保険金額
	急性心筋梗塞	急性心筋梗塞を発病し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日から起算して60日以上、労働の制限を必要とする状態が継続したと医師によって診断されたとき	
	脳卒中	脳卒中を発病し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日から起算して60日以上、言語障害等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき	
死亡保険金	死亡したとき		
高度障害保険金	所定の高度障害状態に該当したとき		

※特定疾病保険金または高度障害保険金が支払われたときには、ご契約は消滅します。

特定疾病保険金のお支払いの対象となる疾病

悪性新生物(がん)
- 口腔および咽頭の悪性新生物(舌がん等)
- 消化器および腹膜の悪性新生物(胃がん等)
- 呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物(肺がん等)
- 骨、結合組織、皮膚および乳房の悪性新生物(乳がん等)
- 泌尿生殖器の悪性新生物(子宮がん等)
- その他および部位不明の悪性新生物(脳腫瘍(しゅよう)等)
- リンパ組織および造血組織の悪性新生物(白血病等)

急性心筋梗塞
- 虚血性心疾患のうち、急性心筋梗塞のみとします(狭心症等を除きます)。

脳卒中
- 脳血管疾患のうち、くも膜下出血、脳内出血、脳動脈の狭塞(脳血栓、脳塞栓(そくせん))とします。

※詳細は、「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

以下の①～③については特定疾病保険金の支払対象とはなりません。
①上皮内がん　②皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がん　③責任開始日から起算して90日以内に罹患し、医師により診断確定された乳房の悪性新生物